十七　国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業に係るもの（生産性の高い持続可能な飼料産地形成支援のうち地域モデル実証のための支援、飼料生産組織の運営強化支援（飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援に係るものを除く。）、飼料作物の生産性向上対策のうち中山間地域飼料増産活性化対策、国産飼料の耕畜連携及び供給拡大の促進対策のうち供給型並びに国産飼料の流通推進・利用拡大対策（国産粗飼料流通体制構築対策に係るものを除く。）に係るものに限る。）	（新設）
十八　緊急時液卵加工流通円滑化対策事業に係るもの	（新設）
新基本計画実装・農業構造転換支援地方公共団体整備費補助金（新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち共同利用施設の再編集約・合理化（砂糖類・製粉等加工施設の再編集約・合理化）に係るものを除く。）	新基本計画実装・農業構造転換支援地方公共団体整備費補助金
国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金（畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち砂糖等の新規需要開拓支援事業に係るものを除く。）	国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金
（略）	（略）
協同農業普及事業交付金	協同農業普及事業交付金
国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金	（新設）
（略）	（略）

○**農林水産省告示第二十四号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十八年農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

令和八年一月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
補助金等の予算科目	事務の内容	補助金等の予算科目	事務の内容
新市場創出対策事業費補助金（持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業に係るものに限る。）	（略）	（新設）	（略）
（略）		（略）	
消費者・食農連携深化対策事業費補助金（食品アクセス総合対策事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化及び食品アクセス確保緊急支援事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化に係るものに限る。）		消費者・食農連携深化対策事業費補助金（食品アクセス総合対策事業のうち円滑な食品アクセスの確保に向けた地域の体制強化に係るものに限る。）	
食料安全保障確立対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）		食料安全保障確立対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
一～四　（略）		一～四　（略）	
五　野菜種子安定供給緊急対策事業（種子防除技術の維持・確立事業に係るものを除く。）に係るもの		（新設）	
（略）		（略）	